

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例

平成二十二年十二月二十四日

山梨県条例第四十三号

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例をここに公布する。

山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例

(設置)

第一条 労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、中小企業の事業主等の行う職業訓練を支援するとともに、技能検定試験を実施するための施設として、中小企業人材開発センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 中小企業人材開発センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立中小企業人材開発センター

位置 甲府市

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立中小企業人材開発センター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるも

のであること。

三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休館日)

第六条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（この日が日曜日である場合を除く。）

二 十二月二十八日から翌年一月四日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第七条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、前条第一項の承認を受けた者が同条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 第八条第一項の承認を受けた者（第四項において「利用者」という。）

は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金（以下「利用

料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。
- 4 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者の責に帰することができない理由によりセンターを利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十一条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 センターの管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第十二条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

- 2 前項の場合における第六条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。
- 3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。)における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当

該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第五項中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十二条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

（警察本部長への情報提供依頼）

第十三条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「利用承認」という。）を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は知事が利用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は知事が第九条（前条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用承認の取消しをしようとする場合

（知事への情報提供）

第十四条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、

その保有する情報により利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 知事は、この条例の施行の日前においても、第三条及び第五条の規定の例により、センターの管理に関し、地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則 (平成二四年条例第二六号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 31 第三十条の規定による改正後の山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例第八条第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第三十条の規定による改正前の山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例第八条第一項の承認の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年条例第四六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第二一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表（第十条、第十二条関係）

一 会議室、研修室、実習室及び多目的実習場を利用する場合

利用区分 施設区分		午前	午後	夜	全日
		午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後五時～午後九時	午前九時～午後九時
会議室		二、六七〇円	三、五三〇円	四、三七〇円	一〇、五七〇円
研修室（第七研修室を除く。）		一、八二〇円	二、三五〇円	二、八九〇円	七、〇六〇円
第七研修室		二、四六〇円	三、二一〇円	三、九六〇円	九、六三〇円
実習室		二、六七〇円	三、五三〇円	四、三七〇円	一〇、五七〇円
視聴覚室兼大研修室		六、二〇〇円	八、二二〇円	一〇、二六〇円	二四、六八〇円
多目的実習場	全面	二、五六〇円	三、四二〇円	四、二七〇円	一〇、二五〇円
	半面	一、二八〇円	一、七一〇円	二、一四〇円	五、一三〇円

二 設備器具を利用する場合

品名	単位（一回につき）	金額
プロジェクター	一式	一、六〇〇円

備考 電気を使用する機械器具を持ち込んで利用する場合には、利用電力量一キロワット時までごとに一〇〇円を徴収する。